

令和7年6月18日

公立大学法人福知山公立大学
理事長 川 添 信 介 様

公立大学法人福知山公立大学

監事 小 嶋 勝

監事 西 垣 秀 照

監 査 報 告 書

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項に基づき、公立大学法人福知山公立大学の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における業務の執行について監査を実施いたしました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法

私たち監事は、理事会に出席して、法人としての重要な意思決定並びに役員の職務の執行状況を聴取するとともに、関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施いたしました。

さらに、会計監査人から監査に関する報告および説明を受け、財務諸表、事業報告書および決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- （1）公立大学法人福知山公立大学の業務は、法令等に従って適正に実施し、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施しているものと認めます。
- （2）内部統制システムの整備及び運用は相当であると認めます。
- （3）役員の職務執行に関し、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実は認められません。
また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。
- （4）会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- （5）事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- （6）財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認めます。
- （7）利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- （8）附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- （9）決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上